

三重郡教育研究所 運営方針

三重郡教育研究所規則

(設置)

第1条 三重郡内各町の教育の振興を図るため、三重郡教育振興会会則第5条に基づき、三重郡教育研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三重郡教育研究所
 - (2) 位置 三重郡菰野町大字潤田 1250 菰野町教育委員会内
- (事業)

第3条 研究所は次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育に必要な資料等の整備活用に関すること。
- (4) 教育相談等の教育サービスに関すること。
- (5) その他教育振興に関すること。

(職員)

第4条 研究所に所長、研究所員その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、三重郡教育振興会において選任する。
- 3 研究所員は、所長が任命し、三重郡教育振興会の同意を得る。
- 4 その他必要な職員は、所長が任命する。
- 5 所長は、研究所の事業を統括し、所属職員を監督する。
- 6 研究所員は、所長の命を受け前条の事業の企画実施に当たる。

(研究の委嘱)

第5条 研究所は、三重郡各町の学校その他教育機関(以下「教育機関」という。)に対し、教育に関する調査研究を委嘱することができる。

2 所長は、教育機関に勤務する職員に対し、所属長の同意を得て研究員に指名し、教育に関する調査研究を委嘱することができる。

(運営委員会)

第6条 所長の諮問に応じ、研究所の事業の円滑な実施を図るため三重郡教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(必要な事項)

第7条 研究所の経費の支弁、その他必要な事項は、運営委員会において協議決定する。

附 則

この規則は、昭和 61 年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年4月1日から施行する。

三重郡教育研究所運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重郡教育研究所規則第6条に規定する運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、三重郡教育研究所所長の諮問に応じ、三重郡教育研究所(以下「研究所」という。)の事業の円滑な運営を図るため、研究所における事業の企画実施につき、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から三重郡教育振興会が委嘱する。

- (1) 三重郡内学校並びに園の長及び教職員
- (2) 教育委員会並びに教育機関の長及び職員
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き委員の互選によって決める。

2 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究所において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、三重郡教育振興会が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

三重郡教育研究所運営に関する内規

1 三重郡教育研究所について

- (1) 三重郡の教育の一層の発展を図るため、三重郡教育研究所規則に基づき、教育機関として事業を運営する。
- (2) 三重郡教育研究所の事業は、三重郡教育研究所運営委員会要綱に基づき、研究所が立案した事業を運営委員会で審議する。研究所は運営委員会の意見を尊重して事業の運営に当たる。

2 運営委員会の運営について

(1) 運営委員会の委員は次のように構成する。

- ・三重郡内各町教育長 3名
- ・幼、小、中学校園長代表 5名
- ・幼、小、中学校教員代表 若干名

・研究所員

(2) 運営委員会は、委員長が招集し、必要に応じて開催する。

3 事業の運営について

(1) 研究所は、三重郡内学校等の要望と教育課程を踏まえて、事業の企画・立案を行い、運営委員会に提案する。

(2) 調査研究事業、教職員研修事業等の実施については、関係教育機関及び団体等と連携し、円滑な運営を図る。

附 則

この内規は、昭和 61 年 5 月 1 日から効力をもつ。

附 則

この内規は、平成 2 年 4 月 1 日から効力をもつ。

附 則

この内規は、平成 3 年 4 月 1 日から効力をもつ。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 26 日から効力をもつ。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 16 日から効力をもつ。